

経済産業省

20131210 商局第 1 号
平成 26 年 1 月 6 日

整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也



1. 目的

平成 26 年 1 月 1 日付けて、電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令を施行し、技術基準の性能規定化を行った。

性能規定化した技術基準体系においては、技術基準への適合性について事業者自身が客観的データ等に基づいて確認することとなるが、性能要求のみでは、事業者が設計ごとに要求性能を満足していることの確認が必要となる。このため欧州の事例を参考に、寸法、形状、試験方法等を規定した公的な規格を整合規格として取り入れ、事業者の扱う電気用品がこの整合規格に適合する場合には、技術基準に適合するものとする。

民間が整備する公的規格の活用により、民間事業者の自由度を高め、最新技術や国際的な規制動向を反映することが可能となることから、迅速かつ機動的に、公的規格を採用するプロセスを明確化しここに示す。

2. 用語の定義

- ① 技術基準省令： 電気用品安全法第 8 条第 1 項に基づき、経済産業省令で定められている技術基準をいう。
電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号）
- ② 技術基準解釈： 技術基準省令を満足する具体的な仕様規定（技術的内容）の一例として国があらかじめ公表しているもの。
電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈（平成 25 年 7 月 1 日 20130605 商局第 3 号）
- ③ 公的規格： J I S 規格及び業界団体等民間において、公平、公正に作成された個別の技術に係る規格をいう。
- ④ 整合規格提案者： 公的規格を、技術基準省令を満足する整合規格とするため、国へ提案する機能を有する機関をいう。

3. 公的規格を整合規格として採用するプロセス

国は、整合規格提案者から整合規格案の提案を受けた時は、審査基準に則り、以下のプロセス

で、提案内容の技術基準省令適合性の確認を行う。

(整合規格案の提案者の評価)

- ① 当該機関が整合規格提案者としての公平性、客觀性、透明性、管理能力に問題がないこと
国は、整合規格提案者が、別添1に示す「整合規格提案者の要件」（以下単に「要件」という。）を満たしていることを確認することにより行う。
- ② 国に提案した内容に対する当該機関による確認プロセスが適切であること
国は、要件を満たしている当該機関によって行われる審査基準への整合性の確認プロセスが適切に実施されていることを確認することにより行う。

(整合規格案の技術評価)

- ③ 国は、審査基準に基づいて、整合規格案の技術基準への適合性について技術的な評価を行う。

(整合規格案の審査)

- ④ 国は、提案内容と技術評価の内容を踏まえ、学識者等によって構成される委員会で整合規格案の採用の是非について審議を行う。
規格が持つ専門性と必要な手続の継続的な実施の面から、国、技術系の民間有識者で構成する、公平・中立的な委員会を構成する。
- ⑤ 国は、委員会において採用が認められた場合、意見の公募を行う。
- ⑥ 出された意見を考慮し、公的規格を整合規格として解釈に取り入れ、公表する。

4. 審査手続き等

整合規格提案者は、整合規格案を国に提案し技術審査を受けるに当たり、審査基準を満足することを示すため、以下の文書（例）を国に提出する。

【技術審査を受けるために提出する文書（例）】

- I. 提案書
- II. 整合規格案
- III. 審査基準との整合性チェックリスト
- IV. 技術基準との整合確認書

（補足）

I. 提案書は、提案書本体を表し、以下の項目が規定されているものとする。

- a. 提案日
- b. 提案者の名称
- c. 規格の番号及び名称
- d. 廃止するべき旧整合規格の猶予期間

なお、「d. 廃止するべき旧整合規格の猶予期間」について、整合規格が改正された

場合、改正前の旧整合規格の扱いが不明になるおそれがあることから、提案者は、整合規格案を技術審査に提案する際に、廃止すべき旧整合規格の猶予期間（又は、廃止予定時期）をあらかじめ示すこととする。

III. 審査基準との整合性チェックリストは、別添2で示した審査基準の項目について、提案者が確認した結果を記載するものである。

なお、技術基準との整合性の内容確認は技術評価で行うため、提案者は、整合確認書が付されていることを確認することで対応すること。

IV. 技術基準との整合確認書は、規格作成者が、審査基準「(3) 技術基準との整合性」を確認した結果について記載するものである。

<別添1 整合規格の提案者の要件>

<別添2 電気用品の技術上の基準を定める省令に適合する規格の採用に係る審査基準について>

整合規格の提案者の要件

1. 適用範囲

この要件は、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の要求性能を満足するとされた仕様規定（以下「整合規格案」という。）を国に提案する者（以下「提案者」という。）に適用する。

2. 目的

本用件は、国が、提案者から整合規格案を提案されたとき、提案者の公平性、客観性及び透明性並びに管理能力に問題がないことを確認する場合に用いる。

国は、提案者が本要件を満たしていることを確認することにより、提案された整合規格案が、公平性、客観性及び透明性並びに管理能力を確保したプロセスにより作成されたものであると確認することができる。

3. 要件

(1) 一般

提案者が整合規格案の作成を行うための方針及び手順は、差別的であってはならない。

(2) 組織

- ① 提案者が行う整合規格案を提案するための活動は、提案者が行う他の活動と区別する方針と手順をもたなければならない。
- ② 提案者の組織は、その運営のため、公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。
- ③ 提案者の組織は、適切な利害関係者を含めなければならない。利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容について、開示請求があれば開示しなければならない。
- ④ 提案者は、整合規格案の審議の内容について、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のいずれか、又は複数の方法により、公開しなければならない。
- ⑤ 提案者は、④にかかわらず、整合規格案の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

(3) 規格提案プロセス

- ① 提案者は、利害関係者の規格提案プロセスへの参加を認めなければならない。
- ② 提案者は、規格提案プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 提案者は、規格提案プロセスでの議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 提案者は、作為又は不作為に関する規格提案プロセス上の不適切な取扱いに対

する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

- ⑤ 提案者は、規格提案プロセスについての運営、議決方法及び適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 提案者は、提案を行う整合規格案の技術基準に対する整合性を確認するとともに、規格提案プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。
- ⑦ 提案者は、整合規格案の規格提案活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に提案活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

電気用品の技術上の基準を定める省令に適合する規格の採用に係る審査基準について

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年7月1日経済産業省令第34号。「以下「技術基準」という。）に整合するものとして民間で作成された公的規格（以下「整合規格案」という。）の審査は、次の要件を満たしていることを確認することにより行うものとする。

なお、日本工業規格に関する審査は、（3）を除いた要件を満たしているものと判断して行うものとする。

（1）国に提案される規格の公共性

整合規格案として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。

（2）規格策定プロセスの公平性・公開性

整合規格案は、その策定プロセスにおいて、偏りのない策定メンバー構成、議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開など、公正、公平、公開を重視したものであること。

また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。

- a. 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること。
- b. 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。
- c. 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。
- d. 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。

（3）技術基準との整合性

整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。

（4）技術的事項の具体性

技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること。

（5）技術的事項の妥当性

整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。

整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。

(6) 優先される規格

電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価の対象とする。

(7) 作成言語

規格は日本語で作成されていること。

(8) 規格票の様式及び作成方法

規格は J I S Z 8301 : 2008 「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。